



元文科高第623号
令和元年10月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 認 証 評 価 機 関 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(印影印刷)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を
改正する法律等の施行について（通知）

この度、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号。以下「改正法」という。）」が、令和元年6月26日に公布され、第一の1.（9）については同日から、第三の1.（3）及び（4）については令和3年12月1日から、第一の1.（3）の一部及び（8）、第三の1.（1）及び（2）並びに第四については令和4年10月1日から、それ以外の規定は令和2年4月1日から、それぞれ施行されることとなりました。

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することが必要となっております。「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）において、「平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す」こと、「法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図る」こととされたところです。今回の改正は、このような観点から、大学の責務として、法科大学院において、法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養^{なみ}するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を新たに規定するとともに、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学

との連携に関する制度の新設，法科大学院の課程に在学する者であって，法務省令で定める所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものに対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずるものです。

また，これに伴い，学校教育法施行令を一部改正する政令（令和元年政令第128号）等関連政令，省令及び告示が，令和2年4月1日以降順次施行されることとなっています。

これらの法令の改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので，十分に御了知ください。

なお，法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の新設に伴い大学間において締結する協定に係る具体的な運用方針を「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第2項に基づき締結した大学間協定の認定について」（令和元年10月31日元文科高第624号高等教育局長通知）のとおり策定しましたので，これらを踏まえて，適切な運用をお願いします。

記

第一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）の一部改正

1. 改正の概要

- (1) 国は，(4)の法曹養成連携協定の目的となっている大学の課程における教育の充実を図る責務を有するものとする。こと。（第3条第1項関係）
- (2) 大学は，法科大学院において，次に掲げる学識等を涵養^{かん}するための教育を段階的かつ体系的に実施するものとする。こと。（第4条関係）
 - ① 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。（2）において同じ。）
 - ② 法曹となろうとする者に共通して必要とされる①に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論，分析，構成及び論述の能力をいう。（2）において同じ。）
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか，法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力
 - ④ 次に掲げるものその他①から③までに掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養^{かん}すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養
 - (ア) 法的な推論，分析及び構成に基づいて弁論をする能力
 - (イ) 法律に関する実務の基礎的素養
- (3) 法科大学院を設置する大学は，当該法科大学院における成績評価，修了の認定及び第三の1.(1)の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとする。こと。（第5条関係）

(4) 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。こと。（第6条関係）

法曹養成連携協定においては、以下の事項を定めることとする。

- ① 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）
- ② 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項
- ③ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準
- ④ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項
- ⑤ 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法
- ⑥ 法曹養成連携協定の有効期間
- ⑦ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

文部科学大臣は、認定に係る申請が、第五の「2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（令和元年文部科学省令第20号）の制定」（1）②に記載する内容のほか、以下のいずれにも該当するときは、当該法曹養成連携協定を認定すること。

- ① 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。
- ② 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。
- ③ 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

(5) 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。こと。（第10条関係）

- ① 職業経験を有する者であって法科大学院に入学しようとする者
- ② 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

- ③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第89条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第102条第2項の規定により法科大学院に入学しようとする者
- (6) 文部科学大臣は、法科大学院に係る設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び(2)の大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いるものとする。 (第11条関係)
- (7) 認証評価機関が法科大学院の教育研究活動の状況についての認証評価を行うに際し、(4)の文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定の目的となっている法科大学院の認証評価については、当該法曹養成連携協定において当該法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。 (第12条第2項関係)
- (8) 法務大臣は、第三の1.(1)の法務省令の制定等に際し、あらかじめ文部科学大臣に通知するものとし、この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べるることができるものとする。 (第13条第3項関係)
- (9) 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴くことができるものとする。 (第13条第5項関係)

2. 留意事項

- (1) 第4条第1号から第3号までに定める学識等は、法科大学院教育によりまずもって涵養すべき学識等であり、司法試験で求められる、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力であること。

この法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識等は、司法試験法(昭和24年法律第140号)第3条第1項及び第2項柱書にそれぞれ規定される「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」及び「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」を示しているものであり、具体的には、第4条の定める「法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識」(1号)とその「応用能力」(2号)が、司法試験で共通して問われる法律基本科目に関する学識等に該当し、「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」(3号)が、司法試験の選択科目に関する学識等に該当するものであること。

- (2) 第5条第1号における「当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力」とは、法科大学院入学後の学修に当たって求められる学識・能力を明らかにするとともに、各年次が終了する段階でどの程度の学識及び能力を身に付けておく必要があるかを明らかにするものであ

ること。

(3) 第5条第5号における「当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況」とは、司法試験の合格率や合格者数（既修者・未修者それぞれ）を含めた修了者の進路状況の公表を求めるものであること。また、法曹であるか否かを問わず法科大学院修了者の活躍の場の広がり期待されていることからすれば、法科大学院修了者の進路状況（法曹としての進路に限らない。）を調査・把握し、広く社会に発信していくことも極めて有用であることから、「法科大学院における就職支援等の充実について」（平成26年5月30日26文科高第214号高等教育局長通知）にあるとおり、引き続き「法科大学院修了者が専門的な法律知識や考え方を身に付けた有意な人材として広く社会で活躍できるよう支援するため、修了者の進路状況の正確な把握と就職支援の充実」が必要であること。

(4) 第6条第2項第1号における連携法曹基礎課程については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成を下支えするものとして各大学の判断において開設するものであり、法科大学院が引き続きプロセスとしての法曹養成制度の中核機関であることに変わりはないこと。

連携法曹基礎課程の導入と早期卒業や飛び入学制度の活用及び司法試験の法科大学院在学中受験資格（以下「在学中受験資格」という。）による受験（以下「在学中受験」という。）によって、時間的・経済的負担の軽減を図ることが連携法等の改正の目的の一つであるが、連携法曹基礎課程の開設を検討している大学においては、法学部全体の在り方や果たしている役割を踏まえるとともに、連携法曹基礎課程を修了後協定先の法科大学院へ進学した場合の合格率は、現在の既修者コース修了者の1年目の合格率を上回るレベルを達成することが当然想定されていることに鑑み、当該合格率を達成できることが見込まれる適切な規模を見極めつつ、未来ある若者を受け入れる立場から、準備を進める必要があること。

(5) 第6条第3項第1号における「学校教育法第109条第6項に規定する適合認定を受けていること」という要件については、適合認定を受けられなかった法科大学院が、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号。以下、「細目省令」という。）第4条第1項第3号に基づく再度の評価によって大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定を受けていることを含むものとする。

(6) 第6条第3項第2号における「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、…連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ」た「入学者選抜」（以下「特別選抜」という。）とあるのは、法科大学院は、協定先の連携法曹基礎課程の成績のみに基づく選抜（以下「5年一貫型教育選抜」という。成績に加えて面接などを行う場合を含む（この点、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」（平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告）に

において「法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、法的な文書作成能力を評価するため、論文試験を課すべきである。」とされていることの例外となること。)のほか、連携法曹基礎課程(当分の間、当該法科大学院以外の法科大学院のみと法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)の成績に加え、法律科目の論文式試験等により入学志願者の適性或能力を総合的に判定する方法による選抜(以下「開放型選抜」という。)が可能であること。

公平性の観点から、専願枠や自大学出身者募集枠を設けたり、協定先の大学によって異なる選抜方法を採用したりすることなど、同一の募集区分において、選抜方法について異なる扱いをすることは適切ではないこと(例えば、協定先のA大学からは5年一貫型教育選抜のみを行い、別の協定先のB大学からは開放型選抜のみを行うことなど)。

ただし、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学(後述)出身者を対象とした特別枠(以下「地方大学枠」という。)を設けることは可能であること。この場合、自大学も含めて地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による選抜を実施することも可能であること(ただし、推薦入試とは、論文式試験の免除を必ずしも意味するものではなく、入学者選抜への出願に当たって一定の者の推薦が必要となる入試を意味するものであることに留意すること。)

この場合の地方大学の定義は、直近の国勢調査(平成27年)における大都市圏以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とすること。また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、連携法曹基礎課程を開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とすること。

なお、入学者選抜に際して、特定の属性に係る特別枠の設定を行う場合は、各大学は関係者をはじめ広く社会の理解を得られるよう説明責任を果たすことが必要であり、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)又は募集要項等において、その内容及び設定理由等を合理的に説明するとともに、それぞれの区分等について募集人員、出願要件等を明記する必要があること。

(7) 第10条第1号及び第2号に関し、法学未修者の選抜に当たっては、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)を参考に、後述の改正専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号。以下「設置基準」という。)第20条も踏まえ、引き続き受験者の適性と能力を的確かつ客観的に判定及び評価すること。また、「専門職大学院設置基準の一部を改正する省令等の公布について」(平成30年3月30日29文科高第1154号高等教育局長通知)において示したとおり、「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする努力義務は堅持されることから、各法科大学院においては、引き続き、入学者の多様性の確保に努められたいこと」は維持されること。

(8) 関連する省令及び告示の改正については、後述する第五の「1. 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)の一部改正及び専門職大学院に関し必要な事項について定め

る件（平成15年文部科学省告示第53号）の一部改正」及び「2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（令和元年文部科学省令第20号）の制定」を参照すること。

第二 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

1. 改正の概要

(1) 大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、当該大学院に入学させることができるものとする。 (第102条第2項関係)

2. 留意事項

(1) 関連する省令の改正については、後述する第五の「4. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正」を参照すること。

第三 司法試験法（昭和24年法律第140号）の一部改正

1. 改正の概要

(1) 司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であって、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次に掲げる要件を満たすことについて認定をしたものを追加すること。 (第4条第2項第1号関係)

- ① 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。
- ② 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

(2) (1)の受験資格を有する者は、(1)の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の4月1日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から5年を経過するまでの期間のいずれか短い期間において司法試験を受けることができるものとする。 (第4条第2項第2号関係)

(3) 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の試験科目について、一般教養科目を廃止するとともに、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目を追加すること。 (第5条関係)

(4) 法務大臣は、(3)の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴くものとする。 (第6条関係)

2. 留意事項

- (1) 今回の司法試験法の改正を踏まえた新たな司法試験制度に関する事柄については、現在検討中であるが、必要があれば法務省に問い合わせること。

第四 裁判所法（昭和22年法律第59号）の一部改正

1. 改正の概要

- (1) 第三の1.(1)の受験資格により司法試験を受け、これに合格した者については、司法試験の合格に加えて、その合格の発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とすること。（第66条第1項関係）

2. 留意事項

- (1) 今回の裁判所法の改正に関する事柄については、必要があれば法務省に問い合わせること。

第五 政令・文部科学省令・文部科学省告示の一部改正等

1. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の一部改正及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）の一部改正

(1) 専門職大学院設置基準の改正概要

- ① 入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとされているところ、連携法第4条で規定される学識等を涵養^{かん}する教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し判定するものと規定。（改正（第20条関係））
- ② 教育課程の編成に当たっては、連携法第2条に規定する法曹養成の基本理念及び第4条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。）並びに法律に関する実務の基礎的素養^{かん}を涵養^{かん}するよう適切に配慮しなければならないことを新たに規定。（新設（新第20条の2関係））
- ③ 現在、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号。以下「専門職大学院告示」という。）に規定されている、法科大学院が開設すべき4つの科目群について、設置基準に新たに規定。（新設（新第20条の3関係））
- (ア) 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
 - (イ) 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
 - (ウ) 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
 - (エ) 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

あわせて、以下の事項を新たに規定。

(ア) 法律基本科目の基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程を編成すること

(イ) 30単位以上の基礎科目を必修科目として開設すること

(ウ) 法律基本科目について、学生が公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮するものとする

(エ) 法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて他の科目群を履修するよう教育課程を編成すること

(オ) 展開・先端科目のうち、以下の8つの科目の全てを選択科目として開設するよう努めるものとする

倒産法

租税法

経済法

知的財産法

労働法

環境法

国際関係法（公法系）

国際関係法（私法系）

④ 現在、専門職大学院告示において規定されている、(ア) 同時に授業を行う学生数を少人数とすること、及び(イ) 法律基本科目の授業については50人を標準として行うことについて、設置基準において、(ア) 同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とすること、及び(イ) 一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は50人以下を原則とすることとして規定。（新設（新第20条の4関係））

⑤ 設置基準第8条第1項に規定する事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答のほか、連携法第4条第2号及び第3号に規定される、論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養^{かん}するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないことを新たに規定。（新設（新第20条の5関係））

⑥ 設置基準第10条第2項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、連携法第5条第2号及び第3号の規定に基づき公表する基準に基づいて、連携法第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養^{かん}されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行うものとするを新たに規定。（新設（新第20条の6関係））

⑦ 連携法第5条第5号（令和4年10月1日より第6号）に規定される「その他文科省令で定

める事項」として、以下の各号を規定。（新設（新第20条の7関係））

- (ア) 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること
- (イ) 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合
- (ウ) 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称
- (エ) 授業料，入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること
- (オ) 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第10条第1号又は第2号に該当していた者それぞれの占める割合及び連携法第10条第1号又は第2号に該当していた者であって、司法試験法第1条第1項に規定する司法試験を受けたもの（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）のうち当該試験に合格したものの占める割合
- (カ) 連携法第6条第1項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあっては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合
- (キ) 当該法科大学院の課程に在学する者であって、司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合

⑧ 現在専門職大学院告示において規定されている履修科目として登録することができる単位数の上限について、設置基準において1年につき36単位を標準として定めるとともに、法科大学院が、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して当該法科大学院に入学した学生その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については、1年につき44単位まで履修科目として登録を認めることができることを規定。（新設（新第20条の8関係））

⑨ 入学前の既修得単位の認定及び法学既修者に関する単位の認定の上限について、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した学生又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める学生については、それぞれ30単位から46単位に増加し、入学前の既修得単位の認定の及び法学既修者に関する単位の認定を併せて46単位を上限とすることを規定。（改正第22条及び改正第25条関係）

⑩ 修了要件として、3年の在籍年数と93単位以上の修得に加えて、以下を規定。(改正第23条関係)

(ア) 科目群毎に、必要単位数を以下のとおり規定

法律基本科目の基礎科目	30単位以上
法律基本科目の応用科目	18単位以上
法律実務基礎科目	10単位以上
基礎法学・隣接科目	4単位以上
展開・先端科目	12単位以上

(イ) 展開・先端科目の12単位には、選択科目に係る4単位以上を含むこと

2. 留意事項

① 第20条における「連携法…第4条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養^{かん}するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする」とは、連携法曹基礎課程からいわゆる地方大学卒によって法科大学院に入学する者や未修者、社会人についても適用されるものであり、地方大学卒や未修者、社会人であるからといって、法科大学院における教育を受ける上で求められる適性及び能力等を有していない場合も入学を認められるものではないこと。

細目省令第4条第1項第1号ニ「入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理」と規定されているところであるが、これは、法科大学院における教育を受ける上で求められる適正及び能力を有していない場合も、定員充足率を確保する観点で入学を認めるべきものでないことは当然であり、適性及び能力を有する者について入学を認めたと上で、定員充足率の確保が図られるべきであること。同時に、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年3月31日26文科高第1130号高等教育局長通知)において、入学者数が10名を下回っている場合には、「教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される」との点については、引き続き維持されるものであること。したがって、「入学定員充足率50%、入学者数10名を下回っている場合には、教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される。そのため、夜間開講や地域性等の個別の事情を勘案しても、定員に基づいた入学者数の適正な管理とともに、入学定員についても適切に設定されているか」については、認証評価における重点的な評価対象となるだけでなく、引き続き各法科大学院においても自ら判断すべき事項であること。

② 第20条の3第1項各号において規定する4つの科目群については、専門職大学院告示第4条第1項において規定する4つの科目群と同じであること。専門職大学院告示第4条第2項において「学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする」とされ、「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」(平成15年3月31日15文科高第162号文部科学事務次官通知)において「例えば法律基本科目な

ど特定の分野の科目に過度に偏ることがないように配慮することが求められるもの」とされている点は、今回、第23条第2号において、各科目群について、学生が修得すべき単位数を定めていることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。

- ③ 第20条の3第2項において、法律基本科目の「基礎科目…を履修した後に、…応用科目…を履修する」としているのは、基礎科目の履修を通じて専門的学識を身に付けた上で応用科目を履修することで、より効率的に能力を身に付けることができるとの考えによるものであり、応用科目を履修する中で又はその後に改めて専門的学識を身に付けるために基礎科目を履修することを妨げるものではないこと。

同項において、基礎科目は「連携法第4条第1号に規定する専門的学識…を涵養^{かん}するための教育を行う科目」、応用科目は「同条第2号に規定する応用能力…を涵養^{かん}するための教育を行う科目」とそれぞれ規定されているが、この定義は主に当該学識や能力を涵養^{かん}することを目的とする場合の分類であり、実際は同一の科目で当該学識及び能力の両方を涵養^{かん}する場面も想定されることから、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。

- ④ 第20条の3第4項における「法律基本科目の開設に当たっては、学生が公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮するものとする。」とは、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識及びその応用能力（すなわち、司法試験に合格することができるレベルの学識及び能力）を涵養^{かん}するために、これらの科目を偏りなく履修する必要があることを示すものであること。

一方、「公法系科目」「民事系科目」「刑事系科目」がそれぞれ何単位必要であるかは、各法科大学院が決めるべきことであり、認証評価においてもこの点を踏まえて行うこと。

- ⑤ 第20条の4第2項における「50人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。」とは、改正前の専門職大学院告示第5条第2項における「50人を標準として行うものとする」と上限については同義であるが、下限については、双方向又は多方向に行われる討論等を行うのに適した範囲である限りにおいて、特段下限を設けないこととすること。なお、実践的な教育を行う観点から専門職大学の授業規模が専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第17条において40人以下とされていることも踏まえ、法律基本科目以外の科目についても、各法科大学院において工夫し、少人数による指導が行われるべきこと。

- ⑥ 第20条の5における「論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養^{かん}するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない」とは、例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大

学院の創意工夫により行われるべきものであること。

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について」（平成19年12月18日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告）及び「法科大学院における司法試験に関連する指導方法等の具体的な取扱いについて」（平成26年7月26日26文科高第341号高等教育局長通知）において示された「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割である」こと、「司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育などは不相当であること」、「一方で、司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材の1つとして使われることをもって直ちに、受験指導に偏った指導であるということは適当でないこと」との方向性については、変わるものではないこと。その上で、例えば、前述のような論述式の定期考査の答案を教材とした論述の能力等を向上させるための指導などは、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育にも、受験指導に偏った指導にも直ちに当たらず、むしろ論述の能力等を涵養することに資する指導として積極的に行われるべきものであること。同様に、司法試験の問題やそれに類する形式の事例教材が教材に使われることをのみもって受験指導に偏った指導であると判断することは適当ではなく、むしろ論述の能力等を涵養する上で適切な教材となり得るものであれば、司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべきであり、それらを用いて法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導等をするこも、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や受験指導に偏った指導に当たらない限りで積極的に行われるべきものであること。

前述の少人数指導や授業方法の工夫は、飽くまで法科大学院において「学識及び能力並びに素養」を涵養するために行われるものであり、認証評価においても当該目的に留意して行うこと。

「論述の能力その他の専門的学識の応用能力」とは、連携法第4条において「専門的学識の応用能力」を「法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。」と定義しており、「論述の能力」は「専門的学識の応用能力」の一部として、必ず涵養されるべき能力として規定するのであること。

なお、前述の報告における「基礎的知識の定着を促し、また確認する上で、過去の司法試験における短答式問題等が利用される場合があるが、その利用が法科大学院教育に必要な知識の定着確認等を目的とするかぎり、そのことをもって直ちに試験対策に偏った指導とは言えない面もある」との点は、現在においても変わらないこと。

- ⑦ 第20条の7各号に掲げる公表事項については、入学希望者が進学先を決める上での参考となるよう、必要に応じその数字が意味するところについて注釈を付記するなどして、公表内容をわかりやすく伝える工夫を行うこと（例：第2号における退学した者の占める割合については、単に進路変更をした場合に限らず、司法試験予備試験や司法試験、国家公務員試験等に合格したために退学する場合など様々な場合がある。）。
- ⑧ 第20条の7第2号に掲げる「標準修業年限以内で修了した者の占める合」については、各

年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、次の年次に進学しなかった人数（いわゆる留年率）についてもあわせて公表すること。

⑨ 第20条の7第4号に掲げる「授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する事」については、これまでも「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実について」（平成26年10月9日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会提言）などを踏まえ、各法科大学院においてその充実を図ってきたところであるが、時間的・経済的負担の軽減の重要性と必要性に鑑み、今後ともその充実を図っていくことが必要であること。

⑩ 第20条の7第6号に掲げる「（認定連携法曹基礎課程）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者」とは、認定連携法曹基礎課程から協定先である認定連携法科大学院に特別選抜又は一般選抜により入学した者を指すものであること（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者は含まないこと）。

なお、後述のとおり、認定連携法曹基礎課程から認定連携法科大学院に進学する者としては、早期卒業により学士の学位を取得して進学する者を念頭に置いているが、学部を卒業せずに飛び入学により進学する者も一定数存在することが想定されることから、認定連携法曹基礎課程からの入学者のうち、早期卒業又は飛び入学により入学した者それぞれの割合及びその司法試験合格率も公表すること。

⑪ 第20条の7第7号に掲げる「司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合」とは、連携法第5条第4号の規定における「法科大学院における司法試験法…第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況」に基づき、法科大学院に在籍する中でいわゆる在学中受験資格を取得した者の数を公表することに加えて、当該在学中受験資格により司法試験を受けた者の数及びその司法試験合格率を公表することを求めるものであること。

また、これらについては、各法科大学院の在籍人数が異なることを踏まえ、いわゆる最終年次の年度当初に在籍した学生数を母数として、

（ア）在学中受験資格取得者数を分子とした割合

（イ）在学中受験資格による司法試験受験者数を分子とした割合

（ウ）在学中受験資格による司法試験合格者数を分子とした割合

も併せて公表すること。

また、第20条の7第7号の「司法試験法第4条第2項の規定により司法試験を受けた者」については、

（ア）在学中受験資格により司法試験を受けた者のうち、留年をせずに司法試験を受験した者に係る数字

（イ）協定先の連携法曹基礎課程からの入学者に係る数字

も併せて公表すること。

- ⑫ 第20条の8第1項の規定は、改正前の専門職大学院告示第6条に規定する「1年につき36単位を標準として定める」と同義であること。

同条第2項の規定は、改正後の連携法第6条に規定する連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生にとどまらず、当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生（例えばいわゆる最終年次に在籍する学生など、法曹となるための一定の学修の積み上げがある者として、36単位を超えて登録したとしても、登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者）については、法科大学院の判断で上限を44単位として登録を認めることができることを規定するものであること。

なお、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」（平成26年8月11日26文科高第393号高等教育局長通知）の「二 年間登録単位数の上限について」において「法科大学院の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の標準については、…1年につき36単位が標準とされているが、上記一によって法律基本科目を増加させた場合には、36単位からおおむね2割程度（8単位程度）増加させた44単位程度まで標準の範囲内であるとする。」とした点については、44単位を上限とする点において異なるものではないこと。

また、同通知の「一 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いにおいて」において「法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数については、…「法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない」運用を求めていたが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点からこれを見直し、1年次及び2年次において合計10単位程度まで許容されることとする。」については、その方針に変更はないこと。

一方、第20条の8第2項において「登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生」について例外的に44単位まで履修登録を認める趣旨は上述のとおりであり、各法科大学院教育の質の確保・向上に向けた更なる努力や、その単位の実質化及び学修成果の可視化が求められるものである点を踏まえ、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実の観点から36単位を超えた履修登録を認める場合においても、同様にその単位の実質化等が図られるよう十分に留意すること。

- ⑬ 第22条第1項及び第25条第1項における「認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者」（以下「認定学生」という。）とは、認定連携法曹基礎課程（当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）に在籍し、当該課程において学

修すべき単位に加えて、法科大学院が開設している科目の単位を科目等履修等によって修得できる者であって、それらの学修を基盤として、その上に法科大学院における学修を通じて学識及び能力並びに素養を涵養^{かん}すべくより深く学ぼうとしている場合を第一に想定しており、そうした者については、学部在籍中に履修した科目を再度履修し単位を修得することなく、その先の学修を行えるように、上限を緩和するものであること。

あわせて、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者についても、同様に扱うことが可能となること。その場合、法科大学院においてはどのような者を同等と認めるかについての基準をあらかじめ定めておくこと。

なお、第22条では、今回の改正により、進学先以外の法科大学院で修得した単位について認定する単位数の上限を緩和することを想定していること。

- ⑭ 第22条第1項の規定に基づく入学前の既修得単位等の認定及び第25条第1項の規定に基づく法学既修者に関する単位の認定における、第20条の3第1項各号に規定される科目の取扱いについては、連携法第2条及び第4条の規定の趣旨を踏まえ、以下のとおりとすること。

(ア) 法学既修者に関する単位の認定：法律基本科目のうち基礎科目及び基礎法学・隣接科目

(イ) 入学前の既修得単位の認定：(ア)に加えて法律基本科目のうち応用科目及び展開・先端科目のうち選択科目

(ウ) (ア)，(イ) いずれにも適さず、法科大学院において履修されるべき科目：法律実務基礎科目や展開・先端科目のうち選択科目以外の科目など(ア)，(イ)以外の科目

- ⑮ 第23条に基づく、法科大学院の課程の修了要件については、未修者については令和3年度以降、既修者については令和4年度以降、それぞれ入学する者から適用することとし、各法科大学院においては、関連規程等の整備等をそれまでに進めること。

連携法曹基礎課程については、連携法第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令(令和元年文部科学省令第20号)に基づく文部科学大臣による認定を経て、令和2年度から法令に基づく連携法曹基礎課程が開始することとなるため、令和2年度の連携法曹基礎課程における教育課程においては、第23条に基づく、令和3年度からの法科大学院未修者用の教育課程における法律基本科目の基礎科目(連携法科大学院が法学既修者に関して一括して履修免除を行う範囲に相当する科目に限る。)の全てが必修科目として開設され、当該教育課程との同等性が担保されていないことが直ちに問題となることはないものの、令和3年度以降は上記が担保されることが必要となることに鑑み、令和2年度の教育課程の開始時点から、令和3年度からの未修者用の教育課程をできる限りに念頭に置いた教育課程を編成すること。

- ⑯ 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」(平成21年4月17日中央教育

審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告)における「法律基本科目の必要修得単位数は、おおむね、修了要件単位数の3分の2以内となっている」との記述については、修了に必要な単位数が科目群ごとに第23条に規定されたことを踏まえ、その要件の範囲内においては、過度に偏ることがない範囲内において柔軟な履修を認めるものであること。

⑰ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実」(平成26年8月11日26文科高第393号高等教育局長通知)において、「入学時に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験などを把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とすること」、「ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、おおむね2～4単位を目途とすることが適切である」ことについては、第23条第2号ホにおいて規定される12単位以上の修得すべき単位について、12単位以下に減じることが可能であるという意味ではなく、12単位を超える範囲において、各法科大学院の判断に基づき、当該学生について展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを学生に課すことを可能とするものであること。また、法律基本科目の履修を代わりに課すこととなる展開・先端科目に、選択科目は含まれないものであること。

⑱ 第25条に基づく既修者認定については、従来、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」(平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告)にあるとおり、

(ア) 科目毎に合否を決定し、科目毎に履修免除を行う方法は妥当ではなく、当該法科大学院において必要される法学の基礎的な学識を有する者であると認める方法として、1年次配当科目について一括して免除する方法を原則とすること、

(イ) 対象を法律基本科目に限ること

として行われてきたところ、

(ア) 認定学生については、2年次配当科目とされる法律基本科目(基礎科目)についても、一括して履修免除の対象とすることが可能であるとともに、当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程において必修科目でない場合等も踏まえて個別に履修免除を行うことが可能であるが、その場合も少なくとも1年次配当科目については、引き続き一括して履修免除を行うべきであること。また、「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」(平成26年8月11日26文科高第393号高等教育局長通知)において、1年次及び2年次において30単位を超えて合計10単位程度まで履修免除することが認められた点については、修了単位である93単位を超えて法律基本科目を履修することとなった場合についてのものであり、この場合は、当該通知のとおり、2年次配当科目とされる法律基本科目(基礎科目)の分も含めて一括して履修免除すべきものであること

(イ) (イ) 早期卒業や飛び入学により法科大学院に入学しようとする者に対しては、一括して履修免除しなかった科目について既修者コースへの入学前までに認定試験を実施する

など、個別に履修免除を行うことが可能であること
(ウ) 認定学生については、法律基本科目だけでなく、基礎法学・隣接科目についても、履修免除の対象とすることが、⑭の(ア)で述べたとおり可能であり、基礎法学・隣接科目についても個別に履修免除することが可能であること
とすること。

- ⑰ 今般の司法試験法の改正に伴い、令和5年度以降、法科大学院の最終年次においては、在学中受験資格を取得した者及び取得しなかった者、在学中受験資格により司法試験を受験した者及び受験しなかった者並びに在学中受験資格により司法試験を受験しこれに合格した者及び合格しなかった者などが混在する状況が生じ得ることを踏まえ、それぞれの者が適切な学修を継続できるよう、個々の学生への支援を充実するなどカリキュラム編成上の工夫等を行うこと(例：法科大学院在学中に司法試験を受験しなかった者や、受験したものの合格しなかった者などを対象に法律基本科目を改めて履修する機会を確保することなど)。

2. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第6条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令(令和元年文部科学省令第20号)の制定

(1) 改正概要

- ① 有為な人材を出身大学・学部等を問わず幅広く受け入れ、質・量ともに豊かな法曹を養成するという法科大学院制度創設の趣旨に照らし、自大学を初めとする連携法曹基礎課程の在学生のみを対象とした過度な囲い込みなどを防止するため、連携法第6条第3項第2号に規定する入学者選抜は、各法科大学院の入学定員の2分の1を超えない範囲内において行うこと。
(第2条関係)
- ② 法曹養成連携協定の大臣認定要件として、第一の1(4)に記載した連携法第6条第3項第1号から第3号に定める内容のほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準(同項第4号)として、以下の4点を規定すること。(第3条関係)
- (ア) 設置基準第20条の3第2項(新設)に規定する法律基本科目の基礎科目(法科大学院が、同令第25条第1項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。)に相当する科目が、連携法曹基礎課程において、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること
- (イ) (ア)のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項の規定により連携法科大学院が単位を与える授業科目を履修し、又は履修しようとする当該連携法曹基礎課程の学生に対する教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること
- (ウ) 連携法曹基礎課程の学生の卒業に関し、学校教育法第89条に規定する卒業の認定(以下「早期卒業の認定」という。)の基準が整備されていること

(エ) 早期卒業の認定を受けようとする連携法曹基礎課程の学生が当該認定を受けることができるよう、適切な学修の支援を行う体制が構築されていること

(2) 留意事項

- ① 第2条における、連携法曹基礎課程における科目の修得の状況を踏まえた入学者選抜（特別選抜）に係る入学定員は「法科大学院の入学定員の2分の1を超えないものとする」に関して、連携法曹基礎課程における成績のみに基づく（成績に加えて面接などを行う場合を含む。）5年一貫型教育選抜を通じて法科大学院に入学する者は、当分の間、当該法科大学院の入学定員の4分の1を超えないことを原則とすること。

また、「2分の1を超えないものとする」に関しては、法曹養成連携協定を締結している連携法曹基礎課程から入学する者に加え、当分の間、当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程から、当該課程における科目の修得の状況を踏まえた入学者選抜（開放型選抜）を経て入学する者についても含むこととすること。

- ② 第3条第1号における「法律基本科目の基礎科目（法科大学院が、同令第25条第1項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。）」とは、法律基本科目（7科目）の基礎科目のうち一部の科目のみを専門職大学院設置基準第25条第1項に基づく既修者認定の対象とする法科大学院のみと連携する連携法曹基礎課程にあつては、当該既修者認定の対象となる基礎科目を必修科目として開設すれば足りること。なお、連携法曹基礎課程から入学する者の既修者認定においても、第五の1.（2）の⑱に記載したとおり、一括して履修免除を行うのが原則であることに変わりはないこと。

また、「必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること」とは、

(ア) 当該科目が必修科目として開設されていること、

(イ) 法科大学院における科目と同名の科目であれば足りるものではなく、その教育内容が法科大学院におけるそれと同等以上であること、

(ウ) 連携法曹基礎課程における教育課程が連携法科大学院における教育と円滑な接続を図る観点から段階的かつ体系的であること、

が求められること。

- ③ 第3条第2号における「前号のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、…教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること」とは、

具体的には、例えば、

(ア) 授業で使用する教材の統一や少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設

(イ) 法科大学院における教育の導入としての科目の開設

(ウ) 法科大学院における法律基本科目について、連携法曹基礎課程に開設された基礎科目に相当する科目を必修科目として履修させるにとどまらず、連携法科大学院が開設する応用科目の科目等履修や連携法科大学院及び連携法曹基礎課程による共同開講科目として開

設された応用科目の履修をし、又はしようとする学生に対するカリキュラム編成上の配慮や履修指導

など各法科大学院の創意工夫を通じて、連携法曹基礎課程に在籍する学生が充実した学修をすることができる連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した環境を整備することであること。

また、(ウ)の法律基本科目に関する科目等履修や共同開講科目の履修により修得した単位については、改正後の専門職大学院設置基準第22条の規定に基づき、積極的に法科大学院入学前の既修得単位等として認定を行うべきものであること。

- ④ 第3条第3号における「早期卒業の認定…の基準」の整備に当たっては、早期卒業の要件に関する制度変更はないことから、学校教育法第89条が「卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合」に早期卒業を認めることできると規定していること及び「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成11年9月14日文科高第226号文部事務次官通知）において「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用に努められたいこと」と示されていることを踏まえて行うこと。また、法曹養成連携協定制度の創設により、学部段階の学修量及び内容を維持したまま、学修期間の短縮が図られることを踏まえ、各大学の学部段階における法学教育の質の確保・向上に向けた更なる努力や、その単位の実質化及び学修成果の可視化が求められるものである点に十分に留意すること。

一方で、今回の制度改正においては、厳格な成績評価基準、修了認定基準を設け、適切に運用することにより、学部の早期卒業を標準的な運用とすることを想定している。前述の通知の「安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用に努められたいこと」というのは、早期卒業の認定を相対的に判断し早期卒業者の数を抑制すべきという趣旨ではなく、連携法曹基礎課程において厳格な成績評価基準、修了認定基準を設け、各授業科目において、法学既修者として学ぶ前提としてふさわしい水準の到達目標を設定し、これを総じて十分達成したとして、各大学の判断により、当該課程を修了していることをもって「単位を優秀な成績で修得した」と認定して早期卒業を認めることとする運用は可能であること。各法科大学院は、早期卒業を希望する学生が早期卒業制度を活用できるよう、積極的に支援すること。なお、各大学において早期卒業の可否を総合的に判断する際に、連携法科大学院の特別選抜の可否等を判断材料の一つとして取り扱うことは差し支えないこと。

3. 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部改正、学校教育法施行令第23条の2第1項第6号の規定による分野を定める件（令和元年文部科学省告示第96号）の制定、大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）の一部改正、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）の一部改正

- (1) 改正概要

- ① 学校教育法施行令第23条第1項第13号(新設)において、大学院の収容定員に係る学則の変更を文部科学大臣の認可事項とすること。(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の一部改正)
- ② 学校教育法施行令第23条の2第1項6号(新設)において、文部科学大臣が定める分野(後述)に係るものを除き、大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更を届出事項として明確化すること。(同上)
- ③ 「文部科学大臣が定める分野」として、新たに制定する文部科学省告示において「法曹の養成に係る分野」を規定し、法科大学院の収容定員に係る学則の変更を認可事項とすること。
(学校教育法施行令第23条の2第1項第6号の規定による分野を定める件(文部科学省告示)の新設)
- ④ 設置認可の基準において、10年間(期限を伸長することも想定される)において、法科大学院の新規設置を認めないこととするとともに、平成31年度4月期に募集を継続した入学定員の総数(2,253人)を法科大学院の入学定員の総数の上限とすることを定めること。
(大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)の一部改正)
- ⑤ これらに伴う手続に関する所要の改正を行うこと。(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成18年文部科学省令第12号)の一部改正)

(2) 留意事項

- ① 令和2年4月からの収容定員に係る学則の変更については、現行の手続によるものとし、令和3年4月からの収容定員に係る学則の変更より、今回の改正法令等が適用されるものであること。その際の手続など必要な行為は、施行日である令和3年4月1日以前から行うことができること。
- ② 改正後の告示の題名を「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」(以下「設置認可の基準」という。)と改め、本文から「大学院」を削除しているが、この改正は、設置認可の基準における「大学等」の定義を整理し、「大学」には大学院が含まれることとしたことによるものであり、大学院が当該告示の対象となることに変わりはないこと。
- ③ 設置認可の基準第4条第2項における「令和元年度における全国の大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成31年4月1日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数」とは、平成30年10月5日の中央教育審議会法科大学院等特別委員会資料にある約2,300人と同義であり、具体的には、平成31年度4月期の入学を念頭に平成30年度に募集を行った人数の総計(入学定員から募集停止としている人数を引いた人数の総数)である2,25

3人を指していること。

- ④ 設置認可の基準第4条第1条第2号における「教育について優れた実績を有する」とは、法科大学院修了資格又は在学中受験資格により司法試験を受験した者の合格率が極めて高いこと（例えば、修了後1年目までの合格率が5年連続で7割を超えていることなど）等の実績が必要であること。
- ⑤ (1)④に記載した法科大学院に係る入学定員に関する基本的な考え方は、国公立大学に共通するものであること。

4. 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

(1) 改正概要

- ① 学部単位の成績に準ずる程度に大学院教育を受けるにふさわしい資質・能力を客観的に判断できるものとして、専門職大学院設置基準に基づき各法科大学院が「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識」を有するかどうかを判定するために実施する、いわゆる「既修者認定試験」を、文部科学大臣が定めるものとして、学校教育法施行規則に位置付けることとする。

(2) 留意事項

- ① 連携法曹基礎課程から法科大学院への進学については、連携法曹基礎課程を修了し、早期卒業により学士の学位を取得してから法科大学院へ進学することが想定されていること。一方、3年間で学士の学位を取得できなかった（早期卒業をすることができなかった）連携法曹基礎課程在籍者について法科大学院への飛び入学を活用することも可能であること。
- ② また、連携法曹基礎課程に在籍していない学部学生が、法科大学院への飛び入学を希望する場合に、学部における成績に加え、既修者認定試験の成績も含めて法科大学院が総合的に判断することも可能とし、もって飛び入学がより活用できるようにするものであること。なお、学部試験の成績を考慮することなく当該試験の成績のみで飛び入学の可否を判断することは認められていないこと。
- ③ 法科大学院への飛び入学の適否の判断材料として既修者認定試験を用いる場合は、判断基準を受験予定者にあらかじめ明示することが必要であること。
- ④ なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する単位累積加算制度の活用により学士の学位を取得できる場合があること。
- ⑤ 施行日を令和2年4月1日と定めたのは、令和2年4月1日以降に入学する者から適用することを意図しており、その場合は、令和元年度中に、入学者選抜の実施等必要な手続を行う

ことが想定されること。

**5. 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(平成16年文部科学省令第7号)**

- (1) 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(以下「細目省令」という。)は、連携法の改正及び専門職大学院設置基準の改正を踏まえて
所要の改正を行う必要があり、先般の学校教育法の一部を改正する法律(令和元年法律第11
号)を踏まえた細目省令の改正と併せて改正を行う予定であること。

添付資料

- 【別添1-1】法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律 要綱
- 【別添1-2】法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律 条文・理由
- 【別添1-3】法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添1-4】法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律 参照条文
- 【別添2-1】学校教育法施行令の一部を改正する政令 要綱
- 【別添2-2】学校教育法施行令の一部を改正する政令 条文・理由
- 【別添2-3】学校教育法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表
- 【別添2-4】学校教育法施行令の一部を改正する政令 参照条文
- 【別添3-1-1】専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和2年4月1日施行）
- 【別添3-1-2】専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和3年4月1日施行）
- 【別添3-1-3】専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和4年4月1日施行）
- 【別添3-1-4】専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和5年4月1日施行）
- 【別添3-2-1】専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示（令和2年4月1日施行）
- 【別添3-2-2】専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示（令和4年4月1日施行）
- 【別添3-3】法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

【別添3-4】学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件

【別添3-5】大学，短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

【別添3-6】大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

【別添3-7】学校教育法施行規則の一部を改正する省令

【問合せ先】

○ 下記以外について

文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室

電話：03-5253-4111（内線：3349）

E-mail：sen-ps@mext.go.jp

○ 司法試験法の一部改正及び裁判所法の一部改正関係について

法務省大臣官房司法法制部司法法制課司法制度第三係

電話：03-3580-4111（内線：2384）

E-mail：shihouseido03@i.moj.go.jp

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律 要綱

第一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

一 国は、四の法曹養成連携協定の目的となっている大学の課程における教育の充実を図る責務を有するものとする事。

(第三条第一項関係)

二 大学は、法科大学院において、次に掲げる学識等を涵養^{かん}するための教育を段階的かつ体系的に実施するものとする事。

1 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。二において同じ。）

2 法曹となろうとする者に共通して必要とされる1に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。二において同じ。）

3 1及び2に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力

4 次に掲げるものその他1から3までに掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養^{かん}すべき

将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

(一) 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

(二) 法律に関する実務の基礎的素養

(第四条関係)

三 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び第三の一の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとする。 (第五条関係)

四 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置くものとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する協定（七において「法曹養成連携協定」という。）を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。 (第六条関係)

五 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

1 職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者

2 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に

入学しようとする者及び同法第百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

(第十条関係)

六 文部科学大臣は、法科大学院に係る設置基準を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び二の大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いるものとする事。

(第十一条関係)

七 認証評価機関が法科大学院の教育研究活動の状況についての認証評価を行うに際し、四の文部科学大臣の認定を受けた法曹養成連携協定の目的となつてゐる法科大学院の認証評価については、当該法曹養成連携協定において当該法科大学院が行ふこととされてゐる事項の実施状況を含めて行ふものとする事。

(第十二条第二項関係)

八 法務大臣は、第三の一の法務省令の制定等に際し、あらかじめ文部科学大臣に通知するものとし、この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることが出来るものとする事。

(第十三条第三項関係)

九 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項

について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴くことができるものとする。

(第十三条第五項関係)

第二 学校教育法の一部改正

大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、当該大学院に入学させることができるものとする。

(第百二条第二項関係)

第三 司法試験法の一部改正

一 司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次に掲げる要件を満たすことについて認定をしたものを追加すること。

1 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

2 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。
(第四条第二項第一号関係)

二 一の受験資格を有する者は、一の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間において司法試験を受けることができるものとする事。
(第四条第二項第二号関係)

三 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の試験科目について、一般教養科目を廃止するとともに、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目を追加すること。
(第五条関係)

四 法務大臣は、三の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴くものとする事。
(第六条関係)

第四 裁判所法の一部改正

第三の一の受験資格に基づいて司法試験を受け、これに合格した者については、その合格の発表の日の

属する年の四月一日以降に法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とするこ
と。
(第六十六条第一項関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、平成三十二年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の九及び二について
は公布の日から、第三の三及び四については平成三十三年十二月一日から、第一の三の一部及び八、第
三の一及び二並びに第四については平成三十四年十月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置について定めること。

(附則第二条から第四条まで関係)

第六 関係法律の整備

その他関係法律の一部を改正すること。

(附則第五条から第八条まで関係)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第一条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「並びに」を「（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに」に改める。

第四条中「のっとり」の下に「、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養^{かん}するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）
- 二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専

門的学識及びその応用能力

四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及びその応用能力の基盤の上に涵養^{かん}すべき将来の法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養

イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力

ロ 法律に関する実務の基礎的素養

第六条第二項第一号中「学校教育法第三条に規定する」を削り、同条第四項中「文部科学大臣」を「法務大臣及び文部科学大臣」に、「法務大臣に対し、協議を求める」を「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴く」に改め、同条を第十三条とする。

第五条第一項中「教育課程、教員組織その他」及び「(以下単に「教育研究活動の状況」という。)」を削り、「(これ)」を「及び第四条に規定する大学の責務(これら)」に改め、「同法第三条に規定する」を削り、同条第二項中「、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による」を削り、「同法」を「学校教育法」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（次項において単に「認証評価機関」という。）が行う認定法曹養成連携協定の目的となっている連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（次項において単に「認証評価」という。）については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況を含めて行うものとする。

第五条を第十二条とする。

第四条の次に次の七条を加える。

（法科大学院の教育課程等の公表）

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- 二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況

- 三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況
- 四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況
- 五 その他文部科学省令で定める事項

(法曹養成連携協定の締結等)

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置くこととする大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）

二 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行う

ための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三 連携法曹基礎課程における成績評価の基準

四 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

六 法曹養成連携協定の有効期間

七 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

八 その他必要な事項

3 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定す

る適合認定を受けていること。

二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

(法曹養成連携協定の変更)

第七条 連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定において定められた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第六条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次号及び第十二条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の内容が、第六条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力)

第九条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情

報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

（職業経験を有する者等への配慮）

第十条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

一 就業者その他の職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者

二 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

三 学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

（法科大学院に係る設置基準）

第十一条 文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準（次条第一項及び第十三条第二項第一号において単に「設置基準」という。）を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いなければな

らない。

第二条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 当該法科大学院における司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法務大臣は、司法試験法第四条第二項第一号の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

（学校教育法の一部改正）

第三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一百二条第二項中「もの」の下に「（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）」を加える。

(司法試験法の一部改正)

第四条 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程」を「法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。第四条において同じ。)の課程」に改める。

第四条第一項第一号中「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)」及び「(次項において「法科大学院課程」という。)」を削り、同条第二項中「前項の」を「第一項又は第二項の」に、「同項各号」を「第一項各号」に、「法科大学院課程」を「法科大学院の課程」に、「又は」を「若しくは」に改め、「合格」の下に「又は第二項第一号に規定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大学院を設置する大学の学長の認定」を加え、「前項各号」を「第一項各号」に改め、「定める期間」の下に「又は第二項第二号に掲げる期間」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けるこ

とができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

3 前項の規定により司法試験を受けた者が同項第一号の法科大学院の課程を修了した場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定によ

り最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。

第五条第三項第一号中「前項各号」を「前項第一号から第七号まで」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する

一科目

第六条中「前条第五項」を「前条第三項第二号若しくは第五項」に改める。

(裁判所法の一部改正)

第五条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「合格した者」の下に「（司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及び次条から附則第四条までの規定 公布の日

二 第四条中司法試験法第五条及び第六条の改正規定 平成三十三年十二月一日

三 第二条、第四条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条並びに附則第五条から第八条までの規定 平成三十四年十月一日

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下この項において「新連携法」という。）第六条第一項の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても、同条及び新連携法第七条の規定の例により行うことができる。

2 法務大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前において、第四条の規定による改正後の司法試験法（次条において「新司法試験法」という。）第四条第二項第一号の法務省令を制定しようとするときは、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

（司法試験法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 法務大臣は、新司法試験法第五条第三項第二号の法務省令を制定しようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検察庁法の一部改正）

第五条 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号を次のように改める。

一 司法修習生となる資格を得た者

(公認会計士法の一部改正)

第六条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た者

(税理士法の一部改正)

第七条 税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 司法修習生となる資格を得た者

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第八条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「司法試験」及び「(司法試験においては、民法)」を削り、同項中第五号を

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 司法修習生となる資格(高等試験司法科試験の合格を除く。)を得た者 民法

理由

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養^{かん}するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百二十九号)

(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実（第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程における教育の充実を含む。以下同じ。）並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(大学の責務)</p> <p>第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院において、次に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するとともに、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p> <p>一 法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>二 法曹となろうとする者に共通して必要とされる前号に掲げる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法曹となろうとする者</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。</p> <p>2 5 (略)</p> <p>(大学の責務)</p> <p>第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学
識及びその応用能力

四 次に掲げるものその他前三号に掲げる専門的学識及

びその応用能力の基盤の上に涵養すべき将来の法曹と
しての実務に必要な学識及び能力並びに素養

イ 法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする
能力

ロ 法律に関する実務の基礎的素養

(法科大学院の教育課程等の公表)

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院に
おける教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する
多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公
表するものとする。

一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履
修する上で求められる学識及び能力

二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状
況

三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施
状況

四 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する
状況

五 その他文部科学省令で定める事項

(法曹養成連携協定の締結等)

第六条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院に
おける教育との円滑な接続を図るための課程を置こうと
する大学と、当該課程における教育の実施及び当該法科

(新設)

(新設)

(新設)

大学院における教育との円滑な接続に関する協定（以下「法曹養成連携協定」という。）を締結し、当該法曹養成連携協定が適当である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2| 法曹養成連携協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 法曹養成連携協定の目的となる法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）及び当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下この条において「連携法曹基礎課程」という。）

二| 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置に関する事項

三| 連携法曹基礎課程における成績評価の基準

四| 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項

五| 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

六| 法曹養成連携協定の有効期間

七| 法曹養成連携協定に違反した場合の措置

八| その他必要な事項

3| 文部科学大臣は、第一項の認定に係る申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 連携法科大学院を設置する大学が、当該連携法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）について、学校教育法第百九条第六項に規定する適合認定を受けていること。

二 連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜に関し、文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされていること。

三 法曹養成連携協定に違反した場合の措置その他の法曹養成連携協定の内容が、連携法曹基礎課程の学生の不利益とならないよう配慮されたものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続に資するものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

4 文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認定に係る法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

（法曹養成連携協定の変更）

第七条 連携法科大学院を設置する大学は、前条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定において定めた事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならぬ。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の変更の認定に

（新設）

ついて準用する。

(認定の取消し)

第八条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第六条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。次号及び第十二条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の内容が、第六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

二 正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力)

第九条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(職業経験を有する者等への配慮)

第十条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選

(新設)

(新設)

(新設)

抜の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

一 就業者その他の職業経験を有する者であつて法科大学院に入学しようとする者

二 法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

三 学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

(法科大学院に係る設置基準)

第十一条 文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準(次条第一項及び第十三条第二項第一号において単に「設置基準」という。)を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

(法科大学院の認証評価等)

第十二条 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務(これらを踏まえて定められる法科大学院に係る設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

(新設)

(法科大学院の認証評価等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価機関（

次項において単に「認証評価機関」という。）が行う認定法曹養成連携協定の目的となつてゐる連携法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（次項において単に「認証評価」という。）については、当該認定法曹養成連携協定において当該連携法科大学院が行ふこととされている事項の実施状況を含めて行ふものとする。

3 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第一百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

第十三条 （略）
（法務大臣と文部科学大臣との関係）

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。
一 法科大学院に係る設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 （略）

3 （略）

4 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があ

（新設）

2 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について、学校教育法第九十九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価を行った認証評価機関から同法第一百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

第六条 （略）
（法務大臣と文部科学大臣との関係）

2 （同上）

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 （略）

3 （略）

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めると

ると認めるときは、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴くことができる。

きは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

(平成十四年法律第百二十九号)

(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第五條 法科大学院の教育課程等の公表</p> <p>法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 当該法科大学院における司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(法務大臣と文部科学大臣との関係)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法務大臣は、司法試験法第四条第二項第一号の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第五條 (法科大学院の教育課程等の公表)</p> <p>(同上)</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(法務大臣と文部科学大臣との関係)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p>

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第百二条（略）</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、<u>文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。）を、当該大学院に入学させることができる。</u></p>	<p>第百二条（略）</p> <p>② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、<u>文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させること</u>ができる。</p>

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（司法試験の目的等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 司法試験は、法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。第四条において同じ。）の課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。</p> <p>（司法試験の受験資格等）</p> <p>第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。</p> <p>一 法科大学院の課程を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間</p> <p>二（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。</p>	<p>（司法試験の目的等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。</p> <p>（司法試験の受験資格等）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

三 前項の規定により司法試験を受けた者が同項第一号の法科大学院の課程を修了した場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定により最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。

四 第一項又は第二項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（第一項各号に規定する法科大学院の課程の修了若しくは司法試験予備試験の合格又は第二項第一号に規定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大学院を設置する大学の学長の認定をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（第一項

（新設）

二 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

各号に定める期間又は第二項第二号に掲げる期間をいう。) においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 (略)

2 (略)

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項第一号から第七号までに掲げる科目

二 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で

定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

三 (略)

4・5 (略)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第三項第二号若しくは第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験予備試験)

第五条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 前項各号に掲げる科目

(新設)

二 (略)

4・5 (略)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者（司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）の中から、最高裁判所がこれを命ずる。</p> <p>② （略）</p>	<p>第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。</p> <p>② （略）</p>

○ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第十八条（略）</p> <p>② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からこれを任命することができる。</p> <p>一 司法修習生となる資格を得た者</p> <p>二（略）</p> <p>③（略）</p>	<p>第十八条（略）</p> <p>②（同上）</p> <p>一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者</p> <p>二（略）</p> <p>③（略）</p>

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（短答式による試験科目の一部免除等） 第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（短答式による試験科目の一部免除等） 第九条 （同上）</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 司法試験に合格した者</p> <p>2 4 （略）</p>

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>（受験資格） 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。 一・二 (略) 三 司法修習生となる資格を得た者 四・五 (略) 2) 4 (略)</p>
<p>現行</p>	<p>（受験資格） 第五条 (同上) 一・二 (略) 三 司法試験に合格した者 四・五 (略) 2) 4 (略)</p>

○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（試験の免除） 第十条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者 その試験において受験した科目</p> <p>五 司法修習生となる資格（高等試験司法科試験の合格を除く。）を得た者 民法</p> <p>六（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（試験の免除） 第十条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者 その試験において受験した科目（司法試験においては、民法） （新設）</p> <p>五（略）</p> <p>3（略）</p>

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案 参照条文

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（学校教育法等の一部を改正する法律案（今国会提出）による改正後）（抄）	1
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	2
○ 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄）	2
○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）	4
○ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）	4
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）（抄）	4
○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）	5
○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）	5

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）（学校教育法等の一部を改正する法律案（今国会提出）による改正後）（抄）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「法曹養成の基本理念」という。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

255 （略）

（大学の責務）

第四条 大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

（法科大学院の認証評価等）

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について、学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価を行った認証評価機関から同法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第六条 （略）

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二・三 （略）

3 （略）

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し

、協議を求めることができる。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第四百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄）

（司法試験の目的等）

第一条（略）

2（略）

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識

及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者、その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者、その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 商法

五 民事訴訟法

六 刑法

七 刑事訴訟法

八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。))についての科目をいう。次項において同じ。)

4・5 (略)

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

②（略）

○ 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二・三（略）

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二（略）

③（略）

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）（抄）

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

一・二 (略)

三 高等試験本試験に合格した者

四 司法試験に合格した者

2) 4 (略)

○ 税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) (抄)

(受験資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一・二 (略)

三 司法試験に合格した者

四 公認会計士法第八条第一項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者 (当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む。)

五 (略)

2) 4 (略)

○ 不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和三十八年法律第百五十二号) (抄)

(試験の免除)

第十条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。
一) 三 (略)

- 3
(略)
- 四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者 その試験において受験した科目（司法試験においては、民法）
- 五 (略)

学校教育法施行令の一部を改正する政令 要綱

第一 学校教育法施行令の一部改正

一 大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更について、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする事。 (第二十三条第一項関係)

二 文部科学大臣の定める分野に係るものを除く大学院の収容定員に係る学則の変更について、文部科学大臣の認可を受けることを要せず、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならないこととする事。 (第二十三条の二第一項関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、令和三年四月一日から施行するものとする事。 (附則第一条関係)

二 令和三年四月一日以後の私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更のため必要な手続その他の行為は、令和二年一月一日から行うことができることとする事。 (附則第二条関係)

政令第二百二十八号

学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項及び第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「大学」の下に「の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科」を加え、同項第十二号中「の学校」の下に「（大学を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十三 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学

則の変更

第二十三条の二第一項第三号中「大学に」を「大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科に」に改め、同項第四号中「又は高等専門学校」を「の学部又は法第百八条第二項の大学の学科」に改め、「大学にあつては、」を削り、同項第五号中「大学」の下に「の学部又は法第百八条第二項の大学の学科」を加え、同項に次の三号を加える。

六 私立の大学の大学院の研究科の収容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更

七 私立の大学の大学院の研究科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更

八 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないものの

第二十七条中「大学における」を「大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは法第百八条第二項の大学の学科における」に、「大学について」を「大学の学部若しくは大学院の研究科又は同項の大学の学科について」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年一月一日から施行する。
（私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更のため必要な行為）
- 2 この政令の施行の日以後の私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更のため必要な手続

その他の行為は、同日前においても行うことができる。

理由

大学院の研究科の収容定員の管理を適切に行うため、文部科学大臣の定める分野に係る大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更について、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととする必要があるからである。

学校教育法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第一百八条第二項の大学の学科における通信教育の開設</p> <p>六～十一 （略）</p> <p>十二 私立の学校（大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更</p> <p>十三 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第一百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（法第四条第一項の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設</p> <p>六～十一 （略）</p> <p>十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）</p> <p>第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の收容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

六 私立の大学の大学院の研究科の收容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更

七 私立の大学の大学院の研究科の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更

八 私立の高等専門学校の收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

2・3 (略)

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは法第百八条第二項の大学の学科における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同し

三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学又は高等専門学校の收容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設

て設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学の学部若しくは大学院の研究科又は同項の大学の学科について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会对し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

学校教育法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

① 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	1
② 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	3

○ 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

- 一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止
- 三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止
- 四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
- 五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設
- 六 私立の大学の学部、学科の設置
- 七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更
- 八 大学の大学院の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第一百四条第三項に規定する課程をいう。次条第一項第一号ハにおいて同じ。）の変更
- 九 高等専門学校の学科の設置
- 十 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止
- 十一 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同

じ。）に係る学則の変更

十二 私立の学校又は私立の各種学校の收容定員に係る学則の変更

2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの

三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学又は高等専門学校の收容定員（大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る收容定員に係る学則の変更であつて、当該收容定員の総数の増加を伴わないもの

2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が定める。

3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

(法第五十四条第三項の政令で定める通信制の課程)

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十七条 市町村若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第三百三十条第一項及び第三百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育

学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならぬとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に關する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の

教育委員会に届け出なければならない。

第百八条 (略)

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ ⑩ (略)

第三百三十四条 (略)

② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ (略)

○文部科学省令第二十二号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第五条第五号の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(入学前の既修得単位の認定)

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 「略」

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。以下「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適確かつ客観的に評価し、判定するものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(法科大学院の教育課程の編成方針)

第二十条の二 法科大学院は、教育課程の編成に当たっては、次条第一項各号及び第四項各号に掲げる授業科目を段階的かつ体系的に開設するものとする。

「条を加える。」

2 前項の場合において、法科大学院は、連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力（弁論の能力を含む。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

「条を加える。」

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

「条を加える。」

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）
 - 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
 - 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
 - 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。）
- 2 法科大学院は、法律基本科目において、連携法第四条第一号に規定する専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「基礎科目」という。）を履修した後に、同条第二号に規定する応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条及び第二十条の五において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修するよう、教育課程を編成するものとする。
- 3 法科大学院は、第一項第二号から第四号までに規定する各科目については、法律基本科目の基礎科目及び応用科目の履修を踏まえて履修するよう、教育課程を編成するものとする。
- 4 法科大学院は、展開・先端科目において、連携法第四条第三号に規定する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目として、次に掲げる科目（以下「選択科目」という。）の全てを開設するよう努めるものとする。
- 一 倒産法
 - 二 租税法
 - 三 経済法
 - 四 知的財産法
 - 五 労働法
 - 六 環境法
 - 七 国際関係法（公法系）

八 国際関係法（私法系）

5 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前四項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院及びそれ以外の構成法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

（法科大学院の授業を行う学生数）

第二十条の四 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、五十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（法科大学院の授業の方法等）

第二十条の五 法科大学院においては、第八条第一項に規定する方法のほか、連携法第四条第二号及び第三号に規定する論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない。

（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）

第二十条の六 法科大学院は、第十条第二項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、連携法第五条第二号及び第三号の規定に基づき公表する基準に基づき、同法第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価及び認定を行うものとする。

（法科大学院における情報の公表）

第二十条の七 連携法第五条第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること

二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合

三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称

四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること

五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者（当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。）であつて、司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第一条第一項に規定する司法試験を受けたものうち当該試験に合格したものの占める割合

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 「略」

2～3 「略」

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十二条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 「略」

2～3 「略」

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項（同条第二項において

準用する場合を含む。）、第二十二條第一項若しくは第二十五條第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前條の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同開設科目）

第三十七條 「略」

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九條第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

準用する場合を含む。）、第二十二條第一項若しくは第二十五條第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前條の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同開設科目）

第三十七條 「略」

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九條第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とすることはできない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法科大学院の授業科目)

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 「略」

第二十条の三 「略」

2 「略」

2 「略」

3 前項の場合において、法科大学院は、三十単位以上の基礎科目を必修科目として開設するものとする。

「項を加える。」

4 法科大学院は、法律基本科目の開設に当たっては、学生が公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目

「項を加える。」

（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることなく履修するよう配慮するものとする。

5・6 「略」

3・4 「略」

7 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前六項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院以外の法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

5 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前四項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院以外の法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

もの

もの

(法科大学院の課程の修了要件)

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当することとする。

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

一 法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得すること。

「号を加える。」

二 第二十条の三第一項各号に規定する科目について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数を修得すること。

「号を加える。」

イ 法律基本科目の基礎科目 三十単位以上

「号を加える。」

ロ 法律基本科目の応用科目 十八単位以上

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>ハ 法律実務基礎科目 十単位以上</p> <p>ニ 基礎法学・隣接科目 四単位以上</p> <p>ホ 展開・先端科目 十二単位以上（選択科目に係る四単位以上を含む。）</p> <p>（法学既修者）</p> <p>第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下この条において「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位（第二十条の三第三項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。）については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2・3 「略」</p>
	<p>（法学既修者）</p> <p>第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。</p> <p>2・3 「略」</p>

附 則

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の専門職大学院設置基準第二十条の三及び第二十三条の規定は、令和三年度以降に法科大学院に入学した者（法学既修者（同令第二十五条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）を除く。）及び令和四年度以降に入学した法学既修者が履修する授業科目の開設及びその修了の認定について適用する。

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百三十九号）第五条第五号の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 「略」

一～四 「略」

五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であつて、司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第一条第一項に規定する司法試験(以下単に「司法試験」という。)を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合

六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定

(第二十条の八第二項において「認定法曹養成連携協定」という。)の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)にあつては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者(当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であつて、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第二十条の八 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として法科大学院が定めるものとする。

2 法科大学院は、その定めるところにより、認定連携法曹基礎課程

(当該法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。第二十二條第二項及び第二十五條

(法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 「略」

一～四 「略」

五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であつて、司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第一条第一項に規定する司法試験を受けた者のうち当該試験に合格した者の占める割合

「号を加える。」

「条を加える。」

第四項において同じ。)を修了して当該法科大学院に入学した者その他登録した履修科目の単位を当該法科大学院が定めた基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として当該法科大学院が認める学生については、一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二條 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことが出来るものとする。

(法学既修者)

第二十五條 「略」

2・3 「略」

4

認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と、前項中「第一項ただし書の規定により三十単位」とあるのは「第一項ただし書の規定により四十六単

(入学前の既修得単位の認定)

第二十二條 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみならず単位を除く。)を超えないものとする。

(法学既修者)

第二十五條 「略」

2・3 「略」

「項を加える。」

「位」と、「合わせて三十単位」とあるのは「合わせて四十六単位」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十五号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百三十九号）第五条第六号の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(法科大学院における情報の公表)</p> <p>第二十条の七 連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 「略」</p> <p>七 当該法科大学院の課程に在学する者であつて、司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>
改正前	<p>(法科大学院における情報の公表)</p> <p>第二十条の七 連携法第五条第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 「略」</p> <p>「号を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十条の七各号列記以外の部分の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。

○文部科学省告示第九十八号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第四十二条第二項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第九十九号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第四十二条第二項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二十号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第六条第三項第二号及び第四号並びに第四項の規定に基づき、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（連携法科大学院の入学者選抜）

第二条 法第六条第三項第二号に規定する入学者選抜は、当該法科大学院の入学定員の二分の一を超えない

範囲内において行うものとする。

(法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第二十条の三第二項に規定する法律基本科目の基礎科目(法科大学院が、同令第二十五条第一項に基づきその単位を修得したものとみなす科目に限る。)に相当する科目が、連携法曹基礎課程において、必修科目として段階的かつ体系的に開設されていること。

二 前号のほか、連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十五条において準用する大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定により連携法科大学院が単位を与える授業科目を履修し、又は履修しようとする当該連携法曹基礎課程の学生に対する教育課程に関する配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること。

三 連携法曹基礎課程の学生の卒業に関し、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十九条に規

定する卒業の認定（次号において「早期卒業の認定」という。）の基準が整備されていること。

四 早期卒業の認定を受けようとする連携法曹基礎課程の学生が当該認定を受けることができるよう、適切な学修の支援を行う体制が構築されていること。

（公表）

第四条 文部科学大臣は、法第六条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付及び当該認定法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第九十六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第六号の規定により、
文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和三年四月一日から施行する。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

法曹の養成に係る分野

○文部科学省告示第九十七号

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この項及び次条において「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一・二 「略」

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）の平均入学定員超過率（当該認可の申請をする年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一・二 「略」

三 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）の平均入学定員超過率（当該認可の申請をする年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度にお

容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 「略」

五 専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（

第四条において単に「法科大学院」という。）の設置でないこと。

2 「略」

第二条 文部科学大臣は、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 三 「略」

第四条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、法科大学院に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の法科大学院に係る入学定員に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 当該増加後の当該大学の法科大学院に係る入学定員が、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数（当該増加を行う年度の前年度までに、当該大学の法科大学院に係る入学定員減について他の大学の法科大学院が次号に規定する増加により算出される収容定員増に係る学則の変更を行った場合にあつては、令和元年度の当該大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数か

いて、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 「略」

「号を加える。」

2 「略」

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 三 「略」

「条を加える。」

ら当該他の大学の法科大学院の増加の人数を減じた数）以下となる場合の当該増加

二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第四条第一号から第三号までに規定する学識等を涵養するための教育について優れた実績を有する法科大学院が、令和二年度以降に他の大学の法科大学院が行った入学定員減の人数以内で行う増加

2 | 文部科学大臣は、前項の認可の申請の審査において、令和元年度における全国の大学の法科大学院に係る入学定員のうち平成三十一年四月一日に入学する予定の者として募集が行われた数の総数を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 | 第一項の認可の申請の審査については、第一条及び第二条に掲げる基準のほか、当該大学の法科大学院に係る地域における法科大学院の収容定員の状況に照らして行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年一月一日から施行する。

2 令和三年四月一日前にされた令和三年度以降の法科大学院の設置の認可の申請又は学校教育法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第二百二十八号）附則第二項の規定による令和三年度以降の法科大学院に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、文部科学大臣は、この告示による改正前の第一条及び第二条に掲げる基準のほか、それぞれこの告示による改正後の第一条第一項第五号又は第四条の規定の例により、その審査を行うものとする。

(失効)

3 この告示による改正後の第一条第一項第五号及び第四条の規定は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

○文部科学省令第十九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(定義) 第一条 「略」 一〜五 「略」 六 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設 七 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校に係る学則の変更 八・九 「略」</p>	<p>(定義) 第一条 「略」 一〜五 「略」 六 大学における通信教育の開設 七 私立の大学又は高等専門学校に係る学則の変更 八・九 「略」</p>
<p>(大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出) 第四条 「略」 2 前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二条第四項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。</p>	<p>(大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出) 第四条 「略」 2 前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定により提出する書類に加え、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。</p>
<p>(大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可の申請及び届出) 第六条 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の認可を受けようとする者(第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。)は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度(以下「通信教育開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。</p>	<p>(大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出) 第六条 大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者(第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。)は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度(以下「通信教育開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。</p>

一〇十 (略)

2 大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学
科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び
届出）

第七条 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学
科の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の
認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に
次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変
更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又
は前年度の六月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請
するものとする。

一〇六 [略]

2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の
通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする
者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一
項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内
に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けよ
うとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げ
る書類を添えて、同項に規定する期間内に文部科学大臣に申請する
ものとする。

4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の
収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出
を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲
げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三

一〇十 (略)

2 大学における通信教育の開設の届出を行おうとする者は、届出書
（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八
号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の
四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るも
のとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは
「届出」とする。

（私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可
の申請及び届出）

第七条 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るも
のを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可
申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学
則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の
三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十
日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〇六 [略]

2 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を
受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並
びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に
規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

「項を加える。」

3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを
除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別
記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度
の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に

十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

6 私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、第四項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第八項（第四条において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項から第三項までの申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 「略」

附則

4 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の学部の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）

届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

4 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

「項を加える。」

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第八項（第四条において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 「略」

附則

4 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようと

<p>を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>5 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の学部（医学に関する学部）の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>	<p>する場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>5 令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部）の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

から適用する。

○文部科学省令第二十一号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十四号）の施行に伴い、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二条第二項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十条の次に次の一条を加える。

第六十条の二 学校教育法第二百二条第二項に規定する単位の修得の状況に準ずるものとして文部科学大臣が定めるものは、法科大学院（専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下この条において同じ。）が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果とする。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和元年10月31日文科高第623号高等教育局長通知） 正誤

ページ	行	誤	正
11	10	2. 留意事項	(2) 留意事項
11	終わりから18	適正	適性
13	最終	占める合	占める割合
15	終わりから9	学生	者
15	終わりから4	第22条第1項	第22条第2項
15	終わりから4	第25条第1項	第25条第4項
17	終わりから2	(イ) (イ)	(イ)
22	終わりから8	部試験の	部における

令和元年十月三十一日（号外第四百十九号）公布文部科学省令第十九号（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令）

- 二上 表中改正 第二条 第二条
- 前欄中 終りから
- 四
- 三 表中改正 第七条 第七条
- 後欄中 終りから
- 六
- 五

同日（同号外）公布文部科学省令第二十一号（学校教育法施行規則の一部を改正する省令）

- 四上 終りから 一〇 当該法科大学院実施が実施

同日（同号外）公布文部科学省令第二十三号（専門職大学院設置基準の一部を改正する省令）

- 七上 表中改正 三 法科大学院以外法科大学院及び法科大学院の法科大学院以外の構成
- 後欄中 終りから
- 五
- 表中改正 同号 同号
- 後欄中 終りから

同日（同号外）公布文部科学省令第二十四号（専門職大学院設置基準の一部を改正する省令）

- 八下 表中改正を含む。以下を含む。以下を含む。
- 後欄中 終りから
- 一
- 二
- 表中改正を含む。以下を含む。
- 前欄中 終りから
- の項において同
- の項において同
- の項において同

（原稿誤り）

八下 表中改正を含む。以下を含む。以下を含む。

後欄中 終りから

一 二

表中改正を含む。以下を含む。

前欄中 終りから

の項において同